

出産費用の概算とお支払いについて

出産費の概算は？

正常分娩の場合 約48万～60万円 (入院期間7日間)

(概算内訳) 分娩料または分娩介助料	180,000円
入院料	約183,000円
新生児管理保育料	56,000円
産科医療補償制度加入料	16,000円
分娩に伴う処置・検査・処方等	約57,000円
出生届(市町村)	2,160円
お産セット	7,380円

(個室を利用された場合は、1日毎に別途料金がかかります)



異常分娩の場合 約34万～47万円 (入院期間10日間)

異常分娩(帝王切開術・産科手術・処置等)により、入院、産科手術等が保険給付の対象となる可能性が高い場合は、加入されている保険者へ「限度額適用認定証」の交付申請を行い、入院時に公立藤岡総合病院・入院棟1階救急入院受付にご提示下さい。

- ※ 上記金額はあくまで概算で、入院期間・診療内容によって異なります。
- ※ 分娩時間により時間外加算・深夜加算があり2～3万円加算されます。
- ※ 個室代など実費分は、別途請求となります。
- ※ 「限度額適用認定証」の説明資料は、入院案内パンフレットに掲載してあり

お支払い方法は？

退院日に入院棟1階 自動精算機または救急入院受付にてお支払いください。

(土曜・日曜・祝祭日等に退院される方は、後日病棟担当事務からご連絡いたしますので1週間以内にお支払いください。)

- ※ 入院棟1階救急入院受付は、24時間お支払い出来ます。
- ※ 入院棟1階自動精算機は、月～金 午前9時～午後4時までお支払出来ます。
- ※ クレジットカードでのお支払いも出来ます。

当院は「産科医療補償制度」に加入しています

2009年1月1日以降の分娩から分娩に関連して発症した脳性麻痺の赤ちゃんやそのご家族を出産後も引き続きサポートさせていただくため(財)日本医療機能評価機構の運営する「産科医療補償制度」に加入しています。

- ※ 当院での分娩をご希望される方は、分娩予約時に必ず「登録証」のご記入、提出をお願いします。

直接支払い制度をご利用できます

☆ 当院では出産される方の経済的負担が軽減される「直接支払い制度」のご利用をお勧めしております。

<直接支払い制度について>

出産される方の同意により、ご加入されている医療保険者（健康保険組合・国民健康保険）へ、公立藤岡総合病院が直接、出産育児一時金の請求と受け取りを行うもので、「直接支払い制度」といいます。

退院時に窓口でお支払い頂く金額は、「出産育児一時金」を超えた金額のみとなります。

(制度を利用した場合に窓口でお支払いして頂く金額)

例・(出産費用総額) 520,000 円 - (出産一時金) 420,000 円 = (窓口支払) 100,000 円

※ 手続きについては、36 週頃にご案内します。

出産育児一時金制度について

出産育児一時金制度とは、健康保険法に基づき、出産に要する経済的負担を軽減する目的で一定の金額が支給される制度です。

- ① 1 児につき 4 2 万円（公立藤岡総合病院は産科医療補償制度に加入しています）
（在胎週数 1 2 週（8 5 日以降）から 2 2 週未満は 3 9 万円）
- ②既に資格喪失した健康保険等から出産一時金等の支給を希望する場合は、出産入院時に「資格喪失等証明書類」の提示をお願いします。
- ③出産費用が出産育児一時金未満の場合、差額分は保険者に請求することができます。

※ 出産費についてのご相談、ご不明な点等ございましたら下記へお問い合わせください。

公立藤岡総合病院

電話 0 2 7 4 - 2 2 - 3 3 1 1 (代)

月曜日から金曜日 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時

(祝祭日、1 2 / 2 9 から 1 / 3 は除く)

患者支援センター・産婦人科外来・医事情報課